

令和 4 年民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について

令和 4 年は 7 月に欠員補充を行います。該当する自治会・町内会におかれましては候補者を推薦していただくよう、お願いいたします。

また、12 月には任期満了に伴う一斉改選が予定されています。詳細につきましては、あらためて 5 月定例会でご説明させていただきますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 依頼事項

(1) 令和 4 年 7 月 1 日付け欠員補充（該当地区のみ）

地区推薦準備会の開催時期→ 令和 4 年 3 月～ 4 月

3 月上旬までに該当の自治会・町内会長宛てに推薦依頼文（提出期限：4 月 22 日（金））を送付しますので、よろしくお願いいたします。

(2) 令和 4 年 12 月 1 日付け一斉改選（すべての地区）

地区（連合）推薦準備会の開催時期→ 令和 4 年 6 月～ 8 月

民生委員・児童委員 …… 地区推薦準備会

主任児童委員 …… 連合地区推薦準備会

6 月上旬にすべての自治会・町内会長宛てに推薦依頼文（提出期限：8 月下旬）を送付します。詳細は 5 月定例会でご案内させていただきます。

2 推薦準備会開催にあたっての留意事項

(1) (連合) 地区推薦準備会推薦人の選出について、(連合) 自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、(連合) 地区推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。

(2) 候補者の選考にあたっては、資格要件、年齢要件、居住要件（資料 4 参照）が満たされていることを御確認ください。年齢要件については、なるべく原則の年齢に近い方を御推薦いただくようお願いいたします。

3 添付資料

- ・ 令和 4 年民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料 1）
- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図（資料 2）
- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料 3）
- ・ 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料 4）
- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員 地区別推薦依頼数（資料 5）
- ・ 民生委員・児童委員に支給する活動費等について（参考資料）

4 その他

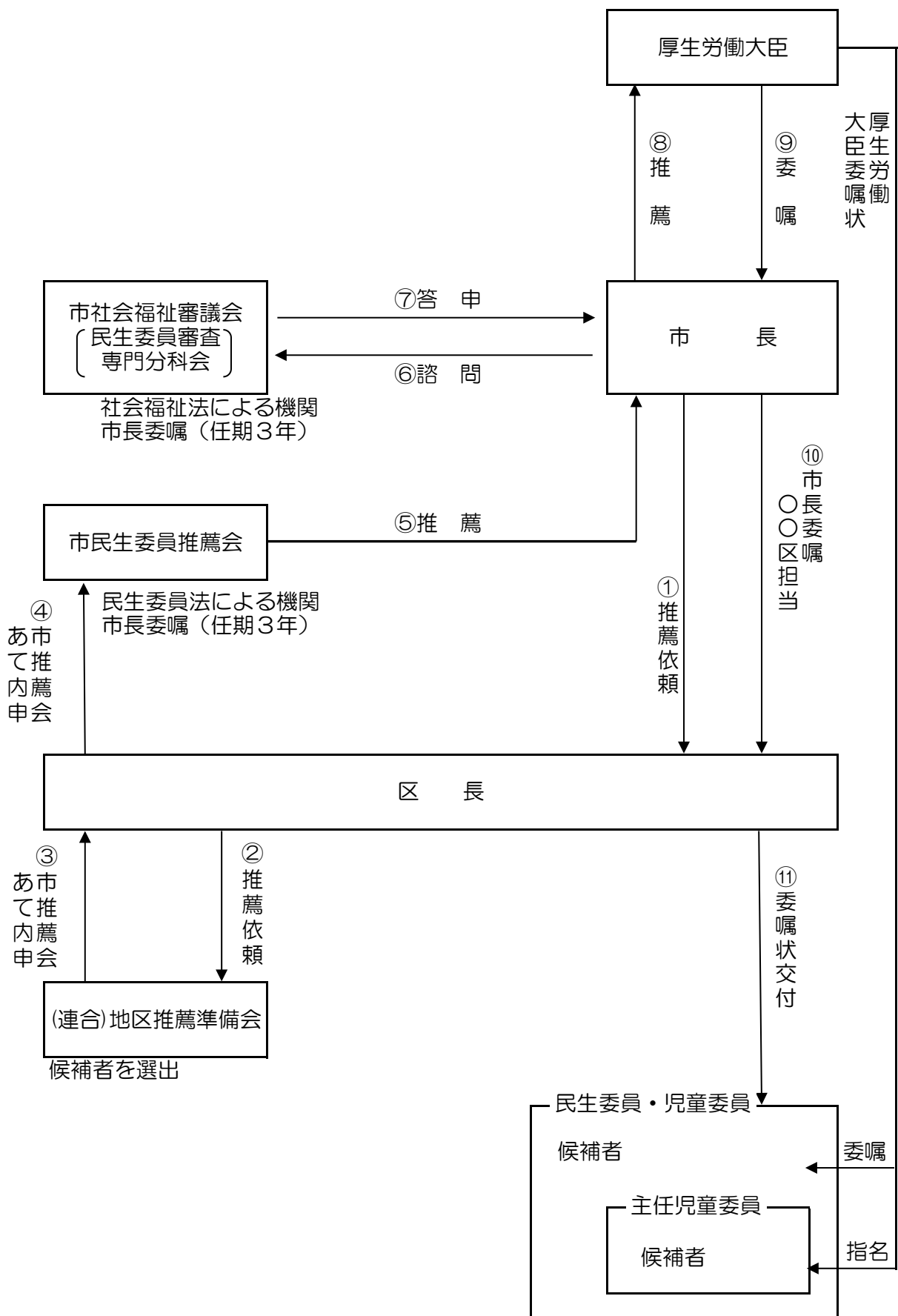
民生委員・児童委員活動の周知のため、主に新任自治会町内会長向けではありますが、リーフレット「民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（事前調整から地区推薦準備会開催）のための参考集」を添付いたしました。また、仕事をしながら民生委員活動を行っている方々の事例を掲載したリーフレットもご用意いたしました。候補者への説明等にご活用ください。

担当：港北区役所福祉保健課 稲垣、小川、木村
電話：540-2339 FAX：540-2368

令和4年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和4年7月1日付け委嘱	令和4年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和4年 7月 1日から 令和4年11月30日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和4年12月 1日から 令和7年11月30日まで
2月	上旬		
	中旬	市連会協力依頼	
3月	上旬	区連会協力依頼	
	中旬	連合・地区へ推薦依頼	
4月	上旬		
	中旬	連合・地区推薦準備会開催	
5月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		市連会協力依頼
6月	上旬	市推薦会、市審査会開催	区連会協力依頼
	中旬	厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬		
	中旬	令和4年7月1日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
8月	上旬		
	中旬		区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬		
	中旬		
10月	上旬		
	中旬		市推薦会、市審査会開催
11月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
12月	上旬		令和4年12月1日付け委嘱
	中旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は200から440世帯に1人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに2人（地区の民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合は3人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約4,500の方が民生委員・児童委員（約4,000人）、主任児童委員（約500人）として委嘱され、活動しています。

【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

【民生委員・児童委員の役割】

- 日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。
- 介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。
- 支援を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。
- 必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

【民生委員・児童委員の地区組織】

- 概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関との連絡・調整、情報交換、日ごろの活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
(一斉改選)

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>横浜市会の議員の選挙権を有する 20 歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方 担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方 民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報取り扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日:令和4 (2022)年4月 1日)	<p>◆新任 原則 68歳まで 候補者の選出が困難な場合、 74歳まで</p> <p>◆再任・元職 74歳まで</p> <p>要件に変更はございません。 詳細は、別紙で説明します</p>	<p>◆新任 原則 54歳まで 候補者の選出が困難な場合、 58歳まで</p> <p>◆再任・元職 原則 60歳まで 候補者の選出が困難な場合、 64歳まで</p>
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 現在の任期:令和4(2022)年11月30日まで 一斉改選の任期:令和7(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会では民生委員・児童委員を、連合地区推薦準備会では主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会では推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

（主な記載事項）

- ・候補者氏名、会議の要旨、適任者としての確認事項等

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

民生委員・児童委員の年齢要件について

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、地域によっては、民生委員・児童委員の担い手確保が難しく、年齢要件を緩和してほしいとのご要望をいただいている地域があり、市としても課題と認識し、検討を進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響でコミュニケーションを図ることが難しい状況もあり、引き続き、民生委員・児童委員の皆様と十分にご相談する必要があると考え、次期（令和4年12月）一斉改選では、年齢要件の見直しは行わないこととしました。

一方、次々期（令和7年12月）一斉改選のタイミングでは、団塊の世代が75歳以上となることから、充足率の維持が一層難しくなることが予想されます。

このため、新たな担い手の開拓とともに、元気な高齢者が活動できるよう、次々期一斉改選に向けて、引き続き、民生委員・児童委員の皆様とご相談していきます。

1 次期一斉改選（令和4年12月）の年齢要件

現行のとおり（※）

※新任の方：原則68歳まで 候補者の選出が困難な場合は74歳まで

再任・元職の方：74歳まで

【これまでの検討状況について】

- 令和2年度から3年度にかけて、年齢要件の見直しについて、市民生委員児童委員協議会（市民児協）三役、理事の皆様へのご相談や、区局で意見交換をしてきましたが、見直しについては賛否が分かれていました。
- 民生委員・児童委員の皆様の中にも、候補者となる方の選択肢が増えるので、年齢要件を緩和してほしいというご意見があります。一方、定年がないと推薦を断りづらい、現行の定年までは受ける気持ちがあるが、定年を延ばされてしまうとモチベーション維持が難しくなるといった理由などから反対のご意見もありました。
- このようなご意見を踏まえ市民児協として検討をいただいた結果、令和3年4月に、次期一斉改選での年齢要件は変更しないこととしたいとのご意見をいただきました。
- 市としては、年齢要件の見直しは、現在の民生委員・児童委員の皆様のご理解をいただいたうえで進めていくことが重要であると考えています。
- 特に令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、行政、地域の皆様とともに、コミュニケーションを十分に図ることが難しい状況でありました。そのため、次期（令和4年12月）一斉改選での年齢要件の見直しは行わないこととし、引き続き、次々期（令和7年12月）一斉改選に向けた検討・意見交換を進めていくこととしました。

【今後に向けて】

- ・ 市として、民生委員・児童委員の現在の年齢構成や今後の見通しなどをお示ししながら、ご理解いただける年齢要件の見直しの範囲などについて、民生委員・児童委員の皆様と意見交換を行います。また、地域の皆様にもわかりやすい運用方法などの検討を進めていきます。併せて、民生委員・児童委員の活動内容の改善等についても取り組んでいきます。

2 次期一斉改選（令和4年12月）に向けた活動支援策等

新たな担い手の開拓や継続して活動しやすい環境づくりなど、市民児協とも連携し、区局で次のような取組を進めます。

- ・ 自治会町内会の候補者推薦への支援
新たな候補者探しに向けた民生委員・児童委員のPR・広報
自治会町内会長の皆様向けの説明会 等
- ・ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
協力員などサポーターの活用、ICTの活用推進等、各区の実情に応じた取組への支援
- ・ 民生委員・児童委員の活動PR
「民生委員・児童委員」リーフレットの活用・周知
横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」の周知 等